

対象事業一覧

事業の種類	法アセス		県条例アセス ※法アセス対象事業は除く			市条例アセス (案) ※法アセス及び県条例アセス対象事業は除く	県要綱アセス (自然環境保全協定実施要綱)	
	第1種事業	第2種事業	対象地域					
	(必ず環境アセスを実施)	(アセスの要否を国が判断)	普通地域 ¹⁾	配慮地域 ²⁾	特別配慮地域 ³⁾			
道路の新設又は改築								
高速道路	すべて (4車線以上)	—	—	—	—	—	幅員4.5m又は 延長1km以上	
一般国道	4車線以上 10km以上	4車線以上 長さ7.5~10km	—	—	—	—		
一般国道、県道及び市町村道	—	—	4車線以上かつ 長さ10km以上	4車線以上かつ 長さ7.5km以上	4車線以上かつ 長さ5km以上	—		
林道	幅員6.5m以上かつ 長さ20km以上	幅員6.5m以上かつ 長さ15~20km	幅員6.5m以上かつ 長さ10km以上	幅員6.5m以上かつ 長さ7.5km以上	幅員6.5m以上かつ 長さ5km以上	—		
ダムの新築	湛水面積100ha以上 土地改良面積100ha以上	湛水面積75~100ha 土地改良面積75~100ha	湛水面積50ha以上	湛水面積37.5ha以上	湛水面積25ha以上	—	5ha以上	
鉄道								
新幹線	すべて	—	—	—	—	—		
鉄道・軌道	長さ10km以上	長さ7.5~10km	—	—	—	—		
飛行場の設置又は変更	滑走路長2.5km以上	滑走路長1.875~2.5km	すべての飛行場 (変更にあつては、着陸帯の等級の変更を伴うものに限る)			—		
発電所								
水力発電所	出力3万kw以上	出力2.25万~3万kw	—	—	—	—		
火力発電所	出力15万kw以上	出力11.25万~15万kw	—	—	—	—		
地熱発電所	出力1万kw以上	出力0.75万~1万kw	—	—	—	—		
原子力発電所	すべて	—	—	—	—	—		
風力発電所	出力1万kw以上	出力0.75万~1万kw	—	—	—	—		
太陽光発電所	出力4万kw以上	出力3万~4万kw	敷地面積50ha以上又は 森林伐採面積20ha以上	敷地面積15ha以上	敷地面積10ha以上	森林伐採面積5ha以上 新たな森林伐採面積10%以上かつ1ha以上		
工事・事業場の設置又は変更 (製造業、ガス供給業又は熱供給業に限る。)	—	—	敷地面積50ha以上 排水量が1万m ³ /日以上又は燃料の燃焼能力が重油換算で10kℓ/時以上	敷地面積15ha以上	敷地面積10ha以上	—		
廃棄物処理施設の設置又は変更								
焼却施設	—	—	処理能力が12t/時以上			—		
廃棄物最終処分場	埋立面積30ha以上	埋立面積25~30ha	埋立面積10ha以上	埋立面積7.5ha以上	埋立面積5ha以上	すべて		
埋め立て、開拓	埋立面積50ha以上	埋立面積40~50ha	—	—	—	—		
土地区画整理事業	区域面積100ha以上	区域面積75~100ha	施行面積50ha以上	施行面積15~37.5ha以上	施行面積10~25ha以上	—		
新住宅市街地開発事業	区域面積100ha以上	区域面積75~100ha	施行面積50ha以上	施行面積37.5ha以上	施行面積25ha以上	—		
住宅団地 (宅地) の造成	区域面積100ha以上	区域面積75~100ha	造成面積50ha以上	造成面積37.5ha以上	造成面積25ha以上	—		
工業団地の造成	区域面積100ha以上	区域面積75~100ha	造成面積50ha以上	造成面積15ha以上	造成面積10ha以上	—		
新都市基盤整備事業	区域面積100ha以上	区域面積75~100ha	施行面積50ha以上	施行面積37.5ha以上	施行面積25ha以上	—		
流通業務団地の造成	区域面積100ha以上	区域面積75~100ha	造成面積50ha以上	造成面積37.5ha以上	造成面積25ha以上	—		
試験研究団地の造成	—	—	造成面積50ha以上	造成面積37.5ha以上	造成面積25ha以上	—		
スポーツ・レクリエーション施設の造成	—	—	造成面積50ha以上	造成面積37.5ha以上	造成面積25ha以上	—		
農用地の造成	—	—	造成面積50ha以上	造成面積37.5ha以上	造成面積25ha以上	—		
土石の採取	—	—	採取面積50ha以上	採取面積37.5ha以上	採取面積25ha以上	—		
鉱物の掘採	—	—	採取面積50ha以上	採取面積37.5ha以上	採取面積25ha以上	—		
自動車テストコース用地の造成	—	—	造成面積50ha以上	造成面積37.5ha以上	造成面積25ha以上	—		
複合開発事業	—	—	施行面積50ha以上	施行面積15~37.5ha以上	施行面積10~25ha以上	—		
その他	—	—	—	—	—	—		

1) 「特別配慮地域」は、国立公園の特別地域、県立自然公園の特別地域、自然環境保全地域の特別地区、県自然環境保全地域の特別地区、鳥獣保護区の特別保護地区、生息地等保護区の管理地区、特別緑地保全地区及び風致地区

2) 「配慮地域」は、国立公園の区域、県立自然公園の区域、自然環境保全地域、県自然環境保全地域、鳥獣保護区及び生息地等保護区のうち特別配慮地域以外の地域、県緑地環境保全地域、並びに狩猟鳥獣 (ニホンジカ、イノシシを除く) の捕獲等を禁止又は制限した区域

3) 「普通地域」は、特別配慮地域及び配慮地域以外の地域